

神奈川県監査委員公表第 19 号

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年 10 月 17 日

神奈川県監査委員 大 竹 准 一
同 吉 川 知恵子
同 中 家 華 江
同 柳 下 剛
同 斉 藤 たかみ

- 1 措置の対象となった監査の結果
- 令和 6 年 10 月 9 日神奈川県監査委員公表第 12 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち
議会局、教育委員会及び公安委員会を除く 1 か所（既報告の 10 か所を除く。）に係る 1 事項
- 2 監査の結果及び講じた措置の内容
- 産業労働局
- 本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
労働部産業 人材課	令和 6 年 8 月 20 日及び同年 9 月 24 日（令 和 6 年 6 月 28 日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、神奈川障 害者職業能力開発校が締結して いる職業訓練委託契約（契約額 22,176,000 円）について、競争 的手続の対象外として財務規則 第 50 条の 3 第 1 項各号に定めら れている契約に該当するとは認 められないにもかかわらず、競 争的手続を行わないまま特定の 者と一者随意契約を締結してい た。	不適切事項については、神 奈川県内において、国が定め る要件等を満たしている事業 者が職業訓練法人神奈川能力 開発センター一者のみである と判断していたことによるも のであり、令和 8 年度におけ る令和 9 年度に係る職業訓練 委託契約から、事前公募方式 により相手方を選定し、契約 締結手続を行うこととした。 今後は、このようなことが ないよう、事前公募方式によ る契約手続の実施により、当 該委託契約に係る契約相手方 の選定における透明性及び競 争性を確保するとともに、規 程所管課に確認を行うこと 等、関係規定の理解の向上を 図ることにより再発防止に取 り組み、適正な事務執行に努 める。